

令和4年度青森市除雪オペレーター担い手育成支援事業

青森市は除雪オペレーターの育成に係る取組を支援します！

安定した除排雪業務の担い手となる除雪オペレーターの育成を図るため、除排雪作業従事に必要な講習の受講に要する費用について支援します。

項目	内 容
【補助対象者】 (補助金の交付を受けることができる人または団体)	<p>(1) 次のいずれにも該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 下記「補助対象となる経費」に記載の講習を受講する人。 ② 補助金の交付申請を行うまでに納期限が到来した市税に未納の額がないこと。 ③ 補助金の交付申請を行う年度に、青森市競争入札参加資格等に関する規則第8条第2項の業種別委託業者名簿のうち、一般管理業務の除排雪業務に登録された事業者若しくは当該事業者との間に下請承認を得ている事業者に雇用※されていること。 ④ 青森市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。 <p>(2) 次のいずれにも該当する団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和3年度において本市の除排雪作業業務を受託していた、又は当該業務を受託していた事業者との間に下請承認を得ていたこと。 ② (1) ①、②及び④のいずれにも該当する人を雇用※していること。 ③ 補助金の交付申請を行うまでに納期限が到来した市税に未納の額がないこと。 ④ 青森市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
【補助対象となる経費】	<p>(1) 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転特別教育：受講料及び教材費</p> <p>(2) 労働安全衛生法別表第18第31号の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習：受講料及び教材費</p> <p>(3) 一般社団法人日本建設機械施工協会東北支部が主催する道路除雪に関連する講習：受講料及び教材費</p>
【補助金の額】	<p>補助対象経費から上記補助対象となる経費に係る国、県等の補助金額を減じた額に2分の1を乗じた額（1円未満の端数切捨て）とし、個人又は事業者[※]に雇用されている者の1人当たりの上限額は2万円とする。ただし、1事業者につき雇用[※]している者5人分を上限とする。</p>
【補助金交付までの流れ】	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">交付申請</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0e0e0;">交付通知</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">申込・受講講習</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">結果報告</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0e0e0;">補助金支払</div> </div> <p>(注意) 交付申請前の受講申込は対象外となります</p>

※雇用見込みを含みます。

問合せ先：青森市都市整備部道路維持課雪対策室